

令和4年6月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月13日(月) 午後2時03分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
議案第4号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取り下げについて
4. 会議に出席した委員(24名)

1番	赤川 敏彦	2番	天本 正幸
3番	大中 久敏	4番	木村 博佳
5番	草場 小夜子	6番	後藤 感二
7番	白水 壽徳	8番	田籠 新
9番	田中 善道	10番	寺崎 廣喜
11番	寺崎 多加子	12番	中原 孝司
13番	永利 春雄	14番	西岡 利子
15番	野口 忠弘	16番	久光 壽子
17番	肥山 繁雄	18番	福田 壽光
19番	藤井 豊志	20番	藤井 政秋
21番	柳 昭好	22番	柳 蔵司
23番	山下 梅夫	24番	山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(0名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは。皆さまにおかれましては、麦の収穫が終わり、田植え前の準備作業など、農繁期の最中にもかかわらず、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

更には、梅雨入りを間近にひかえ、ゲリラ豪雨など、大雨による災害が発生する季節を迎えております。こちらについても十分ご注意をお願いいたします。

引き続き、感染症対策に取り組んでいただくと共に、体調管理にご注意をお願いいたします。

本日は議案5件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。よって、令和4年6月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、22番 柳 藏司 委員、23番 山下 梅夫 委員 を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、三沢地内の田1筆です。3条による有償移転で売買

となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、上西鯨坂地内の田2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、三沢地内の田4筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく「農用地利用集積計画」の定めるところによって同法第4条第3項第1号の権利が設定されたままであり、解約の合意に至っていない状況です。

議案書2ページ、番号4は、井上地内の田2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、番号1、番号2及び番号4については、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。
しかしながら、番号3については、先月開催しました地区会議に於いて、農地法第3条の許可要件を欠くことから、解約の合意

が条件であること、また、売買価格が高すぎるのではないかとの回答を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、番号1、番号2及び番号4については、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、番号3については、農地法第3条の許可要件を欠くことから、許可すべきではないとの意見がでましたので、本会議での審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 質疑も、有りませんようですので、第1号議案について、採決を行います。案件により意見が分かれていますようですので、分割して、採決を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。よって、分割採決を行います。

まず、議案第1号の内、番号1、番号2及び番号4について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、番号1、番号2及び番号4の案件は、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第1号の内、番号3の採決を行います。

番号3について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手少数)

○議長 賛成少数でございますので、原案は不許可と決定いたします。

○議長 不許可となりましたので、理由を付して、申請人に通知して下さい。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、松崎地内の畑3筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を起点に、概ね500メートル以内に松崎保育園、富安医院、松崎記念病院、牛嶋歯科など2以上の教育・医療施設が存する位置関係となります。

今回の申請地の東側の市道には、上・下水道管が埋設されています。

それを踏まえて、先程ご説明しましたように、500メートル以内に2以上の教育・医療施設が位置します。以上の点から、申請地の内、市道に面する東側の農地は第3種農地に分類されます。

一方、西側の農地(2筆)につきましては、周囲に農地の広がりがないということで、10ヘクタール未満の集団の農地として第2種農地に分類されます。

第2種農地ですので、代替地検討が必要となるところですが、今回の案件は第3種農地と同一の用途に利用することから、代替地の検討の必要は無い案件になります。

申請地の東側は市道に面しております。市道内には公共上・下水道が埋設されておりますので、こちらの上・下水道管に接続する計画となっております。また、雨水についても東側の市道側溝へ排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、地区会議においても、了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○議席番号21番委員 はい、議長。

○議長 議席番号21番委員。

○議席番号21番委員 位置図、説明に有りました土地利用計画図の左の方に「リハビリスペース」と有りますが。これは、何の目的で設置されるのか、分かりますか？

○議長 事務局説明をお願いします。

○事務局 委員の質問にご回答いたします。

申請人のご家族の中で、少し障害を持った方がいらっしゃるかと伺っております。この方が、この敷地内で遊べるようにということで、リハビリスペースが有ります。

また、このリハビリスペースの所に1メートル位のフェンスを設けて、この中で自由に遊べるようにスペースを設けているとの意味あいになります。

○議長 議席番号21番委員。

- 議席番号21番委員 今まで、無かったなーという感じです。
他に転用されるようなおそれは無いんですね。
- 議長 事務局。
- 事務局 今回は、この計画通りに進められるものと伺っております。
- 議席番号21番委員 ありがとうございます。
- 議長 他にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけて、県に進達いたします。
- 議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転8件を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。
議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。
番号1は、上西鯨坂地内の田1筆、下西鯨坂地内の田2筆、畑1筆、合計4筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。
(位置図により場所の説明)
- 番号2は、干潟地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。
(位置図により場所の説明)

議案書5ページ、番号3は、横隈地内の田2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号4は、干潟地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

番号5は、下岩田地内の田3筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書6ページ、番号6は、下岩田地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号7は、下岩田地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号8は、赤川地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

離農するため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転8件について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第4号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件を議案とします。
それでは、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件について、ご説明いたします。

まず、経緯を申し上げますと、転用事業者から農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

番号1は、令和4年4月の総会においてご審議いただいた案件ですが、敷地の形状を変えたい旨の申出が有り、土地利用計画の変更となるため、再度、農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められているものです。

番号1は山隈地内の畑1筆です。分家住宅の建築のため、申請があっているものです。

面積は1184平方メートルの内500平方メートルとなっています。

(位置図で場所の説明)

農振変更後の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

従って、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、隣接する住宅からの集落接続となるため、第1種農地の例外規定として、立地基準を満たすこととなります。

以上1件については、先月開催しました地区会議に於いて、ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第4号について、同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は委員会意見を付けて同意し、市に報告いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いしますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号4番委員、同6番委員、同11番委員、同12番委員、同16番委員及び同19番委員につきましては、退席をお願いすると共に、私も議長を会長代理にお願いし、退席いたしますので、よろしくをお願いします。
(議長交代)
(退室案内)

○会長代理

それでは、会長に代わりまして、議案の審査を行います。
事務局から、提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。本日お配りをしています別冊をご覧ください。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回3月に受付しました利用権設定につきましては、再設定135件、新規98件、合計233件、また、期間借地につきましては、再設定2件、新規2件、合計4件の申請を受理いたしております。

なお、公告は6月15日付といたしております。

それぞれの内容については、別冊のとおりでございますが、番号202、番号203、番号204については、欠番となっております。

すので、ご注意をお願いします。

また、内容の詳細についての説明は割愛をさせていただきますが、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○会長代理 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしていただいたので、第2分科会の代表委員よりご報告をお願いします。

○第2分科会代表委員

ご報告いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第2分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○会長代理 ただいま、第2分科会代表委員から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○会長代理 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○会長代理 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○会長代理 それでは、議席番号4番委員、同6番委員、同11番委員、同12番委員、同16番委員、同19番委員及び会長の入室を許可します。
(入室案内)
(議長交代)

○議長 会長代理、ありがとうございました。議事を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出4件につきまして報告いたします。

番号1は、赤川地内の田1筆です。

貸主の都合による、合意解約されたものです。

次に、番号2は、下岩田地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

次に、番号3は、下岩田地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

議案書9ページ、番号4は、下岩田地内の田3筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

なお、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、稲吉地内の田1筆、畑1筆、合計2筆です。

転用の目的は、宅地分譲を行うため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転の取下げについて、事務局より報告をお願いします。

○事務局 報告第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取り下げについて、ご報告いたします。

この案件は、先月の案件として、ご審議いただきましたA氏と「福岡県農業振興推進機構」との所有権移転の案件でしたが、A氏が5月にお亡くなりになったことから、「福岡県農業振興推進機構」への所有権移転が出来なくなったことから「取り下げ」となりました。

た。

以上簡単ですが、ご報告いたします。

- 議長 A氏におかれましては、平成27年7月より29年7月末まで農業委員としてご活躍をいただきました。  
改めて、ご冥福をお祈りいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。
(質問、意見なし)

- 議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

- 議長 お諮りいたします。
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

- 議長 異議なしと認めます。
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

- 議長 以上で、令和4年6月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和4年6月13日(月) 午後 2時48分閉会